

取組 7 多様な主体による公園緑地のマネジメントの促進				
都市緑地法との対応	都市公園の整備	都市公園の管理	緑地の確保	緑化の推進
対応する基本方針	いのちを守る緑	暮らしの質を高める緑	交流を生み出す緑	

新たな時代のニーズや都市の課題に柔軟に対応して、より一層まちのため、市民のために都市公園がそのポテンシャルを発揮するためには、まず、公園管理者自らが魅力ある美しい都市公園の整備とその特性等を踏まえた管理運営の重要性を認識し、その上で住民や民間事業者、NPO法人など多様な主体との協働による公園整備、運営を推進することが必要です。

このため、緑の基本計画において、個々の都市公園を「使いこなす」あるいは「使い倒す」、「使い倒してもらおう」といった視点を持った施策を検討することが必要です。

なお、多くの主体の参画を誘発し、効果的なマネジメントを推進するためには、共有しやすい目標や、参画による効果を分かりやすく提示する必要があります。また、ある都市公園は、地域コミュニティの形成や醸成の拠点として市民による自主的な整備・管理運営に委ねたり、ある都市公園は、にぎわいの拠点として様々な施設の導入、イベントの誘致等により都市公園の整備・管理運営に活用できる自主財源を確保して、整備や管理運営に還元するなど、都市や都市公園の特性等に応じてメリハリをつけることが必要です。

■多様な主体の参画による公園の利活用の例（岡崎市）

これまでの公園利活用の取り組み①針崎東町公園愛護運営会の成果 H30.10現在
～地元役員、地域住民、NPO、行政により3公園の機能分担や利活用を進めています～

【ミーティング結果】

- ・小さい子ども（未就学児～小学生低学年）向けの公園を目指す
- ・他人に迷惑をかける危険なボール遊びには、大人が責任を持って注意をすることでコミュニケーション作りになる
- ・バーベキューに集客効果、日影を作った

春咲れんが公園【街区公園1,700㎡】
Keyword=利用者が多い、せまい、小さい子ども（未就学児～小学生低学年）もっとも利用が多く、様々なことを遊んでいる。

春咲の丘公園【近隣公園19,500㎡】
Keyword=樹林地、シンボルツリー、花、自然、昆虫観察
仔鮎を活かして花植えをすると見栄えが良くなると思う。ウォーキングコースとしても良さそう。

【ミーティング結果】

- ・花と緑であふれる公園を目指す
- ・平成28年（秋）と平成29年（過年）にガーデン賞完成講座を開催、今年度は花壇を題材にして講座開催
- ・平成29年7月～1月に森を活用した樹林地帯の講座を開催、その一環として飲食イベントを実施

【ミーティング結果】

- ・広い芝生広場を活かしたイベントや軽スポーツに利用する公園を目指す
- ・平成28年・平成29年8月に『家族で花火の会』を開催、約250人の地元住民が参加
- ・子ども会主催で水遊びイベントを開催

春咲さくら公園【街区公園5,400㎡】
Keyword=芝生広場、広い、イベント、健康遊具、草花遊び
広いため、れんが公園よりは使われていないように感じる。イベント向き。

利用者アンケートと役員ミーティングにより、各公園の方針、使い方を管理する愛護運営会*を結成しました。
※愛護運営会…公園を利用・活用する地元組織

春咲の3公園を「公園の利活用の取り組み」の先進地として、姫路市等から先進地視察がありました。



取組 8 計画的な公園施設の老朽化対策				
都市緑地法との対応	都市公園の整備	都市公園の管理	緑地の確保	緑化の推進
対応する基本方針	いのちを守る緑	暮らしの質を高める緑	交流を生み出す緑	

高度成長期の急速な都市の整備・拡大により、県内の都市公園は一定程度整備されてきましたが、現在それらの施設が老朽化しており、県内の主要都市基幹公園の内、設置から30年以上経過したものは平成28年度末で約75%を占めており、その中で50年以上経過したものが全体の30%となっています。公園施設には、対策時期を超過した施設も存在しており、老朽化による事故等の発生につながる恐れがあります。厳しい財政事情の下で、将来にわたり安全・安心を確保するために、効率的な維持管理や更新を計画的に行っていくことが求められます。

緑の基本計画には、公園施設の老朽化対策の方針等を記載することが考えられます。公園施設の老朽化対策については、例えば、遊具等の公園施設の点検方針や、長寿命化計画に基づいて公園施設の計画的な補修や改修を行う旨を記載することが考えられます。なお、都市公園の公園施設の維持管理では、子どもをはじめ利用者の安全確保を最優先する場合も多く、このような施設については、より厳密に施設の安全性や機能が失われないよう予防していくことが求められます。

また、植栽は都市公園の性格や印象を決定付けるともいえる重要な施設であり、植物管理は公園管理全体の中で費用や業務量の面でも大きな部分を占めています。植物は公園施設の中で管理の質により発揮する機能に大きな差が生じる特性があり、その機能が最大限発揮されるよう、既述のとおり、長寿命化計画等において長期的な観点で計画的に管理方法を整理しておくことが望まれます。

■植物管理の基本方針と調査記録表の様式例

○○公園 植栽地概要表	
1. 公園の植栽地に係る管理目標	多様な植栽地を有するが、整備から30年経過し植栽の生育環境の低下が顕著となっている。
2. 公園の特色・留意点など	市民参加による植樹が行われたAゾーンの樹林地については健全な育成に特に留意する必要がある。 日本庭園は市政30年記念で整備された施設であり、江戸時代中期の○○園の姿を再現した設計意図に十分留意した管理が必要。
①一般植栽地（外周の生垣）	②一般植栽地（樹林地）
	
a. 管理目標 ・外周柵としての機能発揮を最優先する。 b. 管理方法・頻度・費用 ・樹高は視界の確保を優先し、0.8m程度で維持する。刈込や、病害虫の駆除などの保全的な管理の実施。 ・年間の維持管理費の約30%を植栽管理費と設定する。また地域住民と協働による維持管理の方法を検討する。 c. 留意事項 ・視界を遮る高さに生長し、かつ下枝が上り剪定により機能発揮が損なわれる場合などが生じた際には植え替えなどを実施する。	a. 管理目標 ・緑陰、生物多様性、修景 ・植栽密度を1/3に低下させ、健全な生育環境に回復を図る。 b. 管理方法・頻度・費用 ・樹木の間伐による樹木の密度調整。 ・残置木の刈込や、病害虫の駆除などの保全的な管理の実施。 ・年間の維持管理費の約10%を植栽管理費と設定する。 c. 留意事項 ・間伐を実施する際には、防犯対策を目的とした樹林地内の視界の確保にも留意する。

資料：公園施設長寿命化計画策定指針(案)【改定版】

(3) 都市公園以外の施設緑地について

取組 9	市民緑地の活用による緑化推進			
都市緑地法との対応	都市公園の整備	都市公園の管理	緑地の確保	緑化の推進
対応する基本方針	いのちを守る緑	暮らしの質を高める緑	交流を生み出す緑	

都市の緑やオープンスペースを確保していくためには、都市公園の整備と併せて民有地の緑化や残された緑地の保全を図るとともに、これらを住民の利用に供する緑地として確保していくことが重要です。

都市緑地法運用指針では、市民緑地契約制度について「基本計画は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する総合的なマスタープランとなるものであることから、市民緑地に関する事項についても、可能な限り、その設置目標、設置・管理方針等を定めることが望ましい。」とされています。また、市民緑地設置管理計画の認定制度は、「基本計画に定める当該緑化重点地区における緑化の推進に関する事項に規定されている内容等と調和している」必要があるとされており、これらの位置づけに基づき緑の基本計画を検討する必要があります。

■市民緑地制度の概要

市民緑地とは、土地又は人工地盤、建築物その他の工作物に設置される住民の利用に供する緑地又は緑化施設をいい、土地等の所有者が自らの土地を住民の利用に供する緑地又は緑化施設として提供することを支援・促進し、緑の創出と保全を推進することを目的としているものです。

市民緑地は、以下の2つに大別されます。

- ① 地方公共団体又はみどり法人が土地等の所有者と契約を締結して設置管理する市民緑地（市民緑地契約制度）
- ② 民間主体が市区町村長による認定を受けた市民緑地設置管理計画に基づき設置管理する市民緑地（市民緑地設置管理計画の認定制度）

（市民緑地契約制度と緑の基本計画との関係）

都市緑地法運用指針では、市民緑地契約の締結にあたっては、その契約主体にかかわらず、基本計画において定められた「緑地の保全及び緑化の目標」や「緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項」等に適合すべきとされています。

西大根市民緑地：契約型（豊明市）



（市民緑地設置管理計画の認定制度について）

本制度は、使い道の決まっていない空き地等について、地域コミュニティ等の力を活用して、住民に公開する緑地を創出する取組みを促進する制度です。民間主体が市民緑地の設置を計画している土地等は、積極的に緑化地域や緑化重点地区に位置づけ、必要な緑化施策を定めることが望まれます。

取組 10	地域特性に応じた市民農園の検討
-------	-----------------

都市緑地法との対応	都市公園の整備	都市公園の管理	緑地の確保	緑化の推進
対応する基本方針	いのちを守る緑	暮らしの質を高める緑	交流を生み出す緑	

都市における農地については、都市農業振興基本法において、防災、良好な景観の形成、国土及び環境保全等の都市農業や都市農地の有する多様な機能の発揮を通じて良好な都市環境の形成に資するよう、都市農業の振興が図られることとされ、都市農業振興基本計画において、都市農地が都市に「あるべきもの」と位置づけられています。これを踏まえ、平成 29 年の都市緑地法の改正で、農地は緑地に含まれると明確に位置づけられました。

本県では特定農地貸付法や市民農園整備促進法の手続を経て開設された市民農園は、平成 26 年 3 月現在で 344 か所あります。このほかにも、農園利用方式による農園や公共施設（公園など）の一部を農園として整備して利用させているものもあります。

都市緑地法運用指針では、緑の基本計画の「緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項」は、目標を実現するため、市民農園等の整備に関する施策などの展開方策について定める趣旨であるとされています。また、本県では、市民農園の整備に関する基本方針を定めているため、これらに基づき、市民農園の整備等の展開方針を検討する必要があります。

■市民農園の整備に関する基本方針

市民農園の整備の基本的な方向（概要）

県民生活が豊かになり自由時間の増大、余暇活動の内容の多様化に伴って、野菜や花を育て、土と親しむ場に対する需要が高まっており、本県においても農作業の体験の場として市民農園の整備を進めてきたが、さらに質の高い市民農園の整備の促進が必要となっている。

市民農園の整備に際しては、都市地域と農村地域とでは市民農園に対するニーズ及び整備の内容も異なるので、それぞれの特性に応じ、市民農園に対する多様な需要にこたえられるよう、計画的に整備を行うこととする。

都市地域：市街化の進展等により緑が減少してきており、防災機能や良好な環境形成機能を有するオープンスペースの創出が求められていることから、都市公園等を補完する緑地機能を有するものとして市民農園の整備の促進を図ることとする。

農村地域：都市と農村の交流を通じた地域の活性化、農地の有効利用が求められていることから、このような課題に対応するため、市民農園の整備の促進を図ることとする。

取組 1 1	街路樹等の適切な維持管理			
都市緑地法との対応	都市公園の整備	都市公園の管理	緑地の確保	緑化の推進
対応する基本方針	いのちを守る緑	暮らしの質を高める緑	交流を生み出す緑	

緑の基本計画は、都市緑地法運用指針において、公園、道路、河川、港湾などの公共施設の緑化に限らず、広く学校や工場の緑化等についても対象とすることが望ましく、計画の策定及び変更時に公共公益施設等の管理者と協議し、協議の整った施設の緑化について積極的に位置づけることが望ましいとされています。

緑の基本計画の対象のひとつである道路空間では、街路樹等の植樹帯が主な緑を形成していますが、適切な植栽および剪定等の維持管理は、道路の機能保持のみならず、沿道の環境保全や美観の保持に必要です。このため、道路の緑化と併せ、街路樹等の維持管理についても、愛知県道路構造の手引き等に基づき、植栽および街路樹の剪定等の実施について記載することが望まれます。

(4) 地域制緑地の保全等について

取組 1 2	特別緑地保全地区を活用した市街地内の緑の保全			
都市緑地法との対応	都市公園の整備	都市公園の管理	緑地の確保	緑化の推進
対応する基本方針	いのちを守る緑	暮らしの質を高める緑	交流を生み出す緑	

特別緑地保全地区は、都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度です。これにより豊かな緑を将来に継承することができます。

都市緑地法運用指針において、市町村が決定する「特別緑地保全地区は、基本計画に基づいて決定することが望ましい」とされており、この考え方にに基づき緑の基本計画を検討する必要があります。

■特別緑地保全地区の概要

都市緑地法第 12 条に規定されており、都市計画区域内において、樹林地、草地、水沼地などの地区が単独もしくは周囲と一体になって、良好な自然環境を形成しているもので、以下のいずれかに該当する緑地が指定の対象となります。

- 無秩序な市街地化の防止、公害又は災害の防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの
- 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗慣習と結びついて当該地域において伝統的又は文化的意義を有するもの
- 次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの
 - ・風致又は景観が優れているもの
 - ・動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があるもの

熱田神宮緑地保全地区(名古屋市)



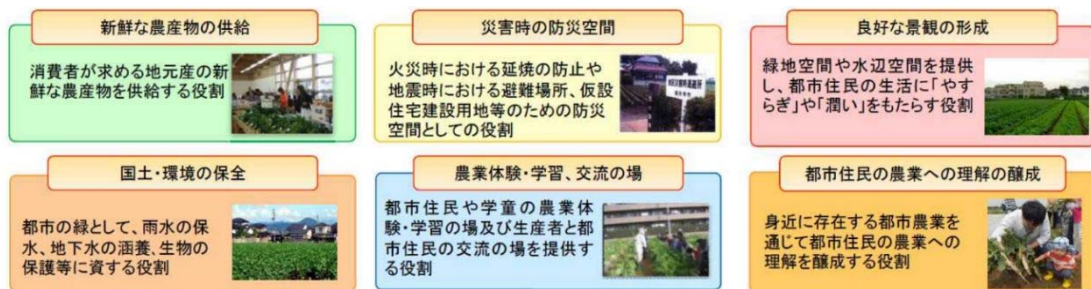
取組 1 3 都市農地の保全				
都市緑地法との対応	都市公園の整備	都市公園の管理	緑地の確保	緑化の推進
対応する基本方針	いのちを守る緑	暮らしの質を高める緑	交流を生み出す緑	

都市農地は、都市に残された貴重な緑の資源で、消費者に近い食料生産地や避難地、レクリエーションの場等としての多様な役割を果たしており、農業振興施策と都市計画との連携によって都市内に一定程度の保全が図られることが重要です。

記述のとおり平成 29 年の都市緑地法の改正において、農地が緑地として位置づけられ、緑の基本計画では、緑地保全地域及び特別緑地保全地区に含まれる農地や生産緑地地区に定められた農地、市民農園のほか、良好な都市環境の形成に係る農地が都市における緑地保全施策の対象となります。

「都市農業振興基本計画」では、緑分野に関連する取組として、「地域のまちづくりと連携した農地等の保全」や「都市住民が農作業を体験できる環境の整備」等の推進が必要とされています。関係主体の連携の下で都市農地の保全・活用を推進するため、緑の基本計画にこれらを体系的に位置づけて計画的に推進していくことが必要です。

■都市農業の多様な役割



資料:これからの社会を支える都市緑地計画の展望

また、都市緑地法運用指針では、緑の基本計画の「生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項」において、生産緑地地区の新規・追加指定や買取りに関する基本的な方針、他の緑地保全施策と連携した農業景観の保全方針のほか、防災協力農地としての協定締結の推進、市民農園の設置や都市公園における農に触れあう機会の充実を推進するといった活用方策等について記載することが望ましく、緑の基本計画を策定する時点で、生産緑地制度を活用していない自治体においても積極的に当該事項を記載し、活用していくことが望ましいとされています。

なお、生産緑地地区指定や買取りに係る方針については、地域の実情に応じて指定等を積極的に行う区域を定めることも考えられます。その際は、生産緑地法第3条第6項において、「生産緑地地区に関する都市計画は、基本計画において生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項が定められている場合においては、基本計画に則して定めなければならない」とされていることを勘案し、将来都市農地の保全のために生産緑地地区として指定され得る地区全体を含めて区域を定めることが望まれます。あわせて、田園住居地域の活用についても検討することが望まれます。

取組 1 4 多自然川づくりの検討				
都市緑地法との対応	都市公園の整備	都市公園の管理	緑地の確保	緑化の推進
対応する基本方針	いのちを守る緑	暮らしの質を高める緑	交流を生み出す緑	

河川の自然は、河川の内側だけでなく周辺の緑と一体となって、流水・水際・河岸・背後地を含めた環境遷移帯（エコトーン）や、上流域から下流域へと続く水と緑の回廊（コリドー）を形成し、生物の連続的な生息生育空間や移動経路などになっています。

本県では、治水事業や河川管理において、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息生育環境、並びに多様な河川風景を保全あるいは創出する「多自然川づくり」を実施しています。

緑の基本計画では、地元住民からの要望等を踏まえながら、治水対策に十分配慮するとともに河川管理者と十分調整し、河川を活用した緑のネットワークの形成について検討する必要があります。



川の中に突き出た石の突堤（水制工）により川の流が川岸に当たることを防ぐことで、川岸が削られることを防ぎながら本来の河川環境に近い川岸の保全を図っている例

河川区域内の治水上支障のない場所に、当地の環境に最も相応しい樹種により、地域の方々の参加のもと河畔林の形成に努めている例




朝倉川植樹風景

朝倉川植樹5年後

資料: あいち生物多様性戦略 2020